

令和7年度の退職互助会説明会について

現在の生活における福利厚生や互助会の仕組みについて知ることがご自身のライフプランをイメージするベースとなります。是非、ご参加ください。

愛知県教育会館
7F教育振興会議室

10月11日（土）

午前10時～11時

対 象

退職互助会に関心のある教職員の方
来春の早期退職を予定している方

内 容

現職中の福利厚生からの給付に関する情報
退職後の互助会からの給付に関する情報

10月11日（土）には愛知県教育会館にて説明会が実施されます。現職互助会については福利課担当者から、退職互助会については本会から説明します。申込なしで、当日参加可です。どうぞ、お寄りください。

令和 7 年度



現職会員の募集

愛知県公立高等学校教職員退職互助会

愛知県公立高等学校教職員退職互助会は、退職後の医療補助を中心的な役割としています。教育関係者に特化した非営利組織で、教職員のセカンドライフの不安を軽減することを願い設立され、教職員関係者で運営されています。

本会の会計は、現職会員と退職会員とが独立しており、現職の積立金は全額保全されています。

退職された先輩の声

人生100年といわれる時代になり、高齢者の医療費は年ごとに負担が増しています。

主人の退職、互助会に入会する際は高額な入会金に少しためられました。77歳となった今は本当に助けられています。

医療費の経済的不安が少ないのは心強いものです。

健康には自信があったのに高齢化によりチェック項目だらけ！大病に備え互助会に入っていてよかったと改めて思ってます。

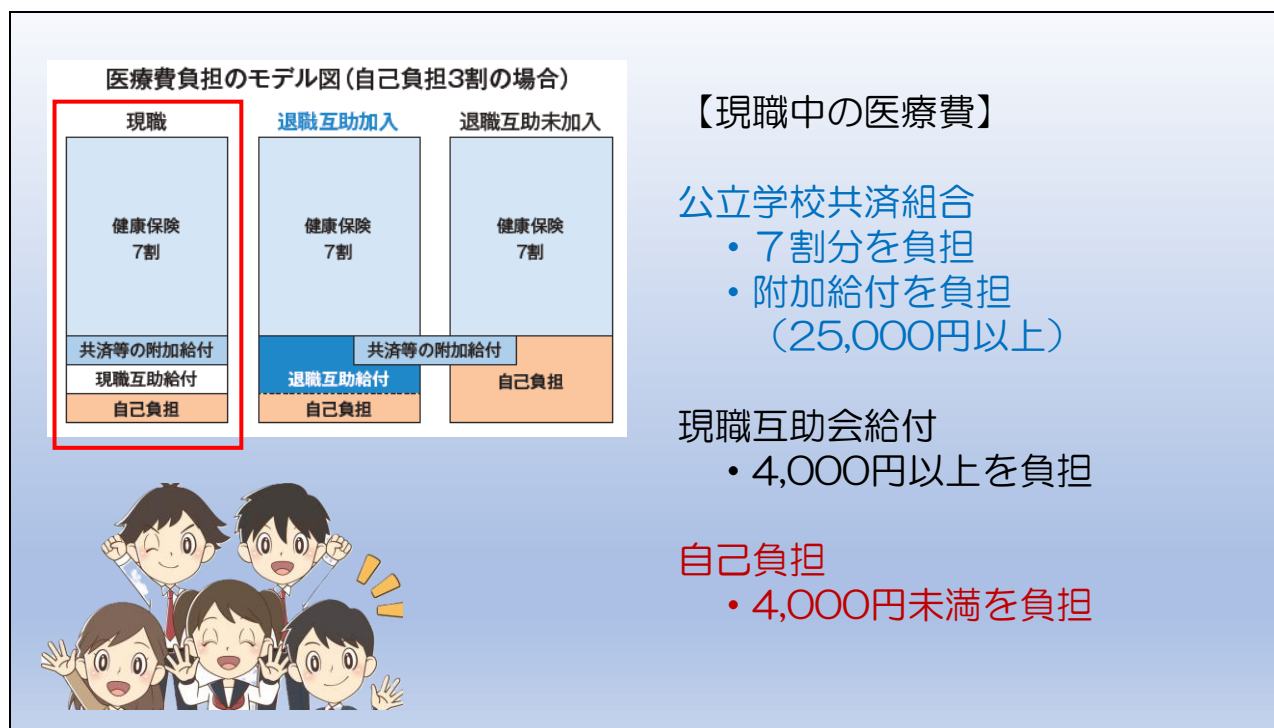
最近の物価高に年金収入は追いつかず年金生活のキツイ事！

現職中には全く想像できませんでした。「こんなはずではなかった！」と後悔する前に「備え」で安心を！

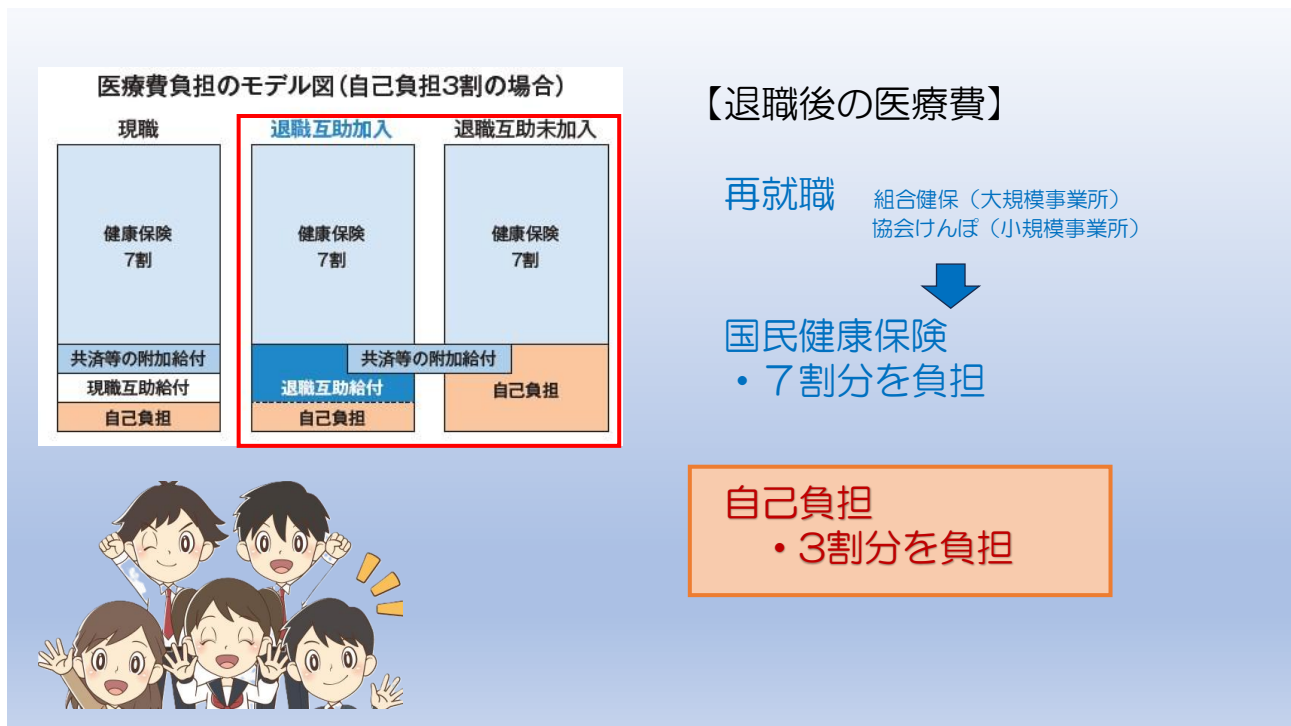
(夫の退職の際に入会した奥様より)



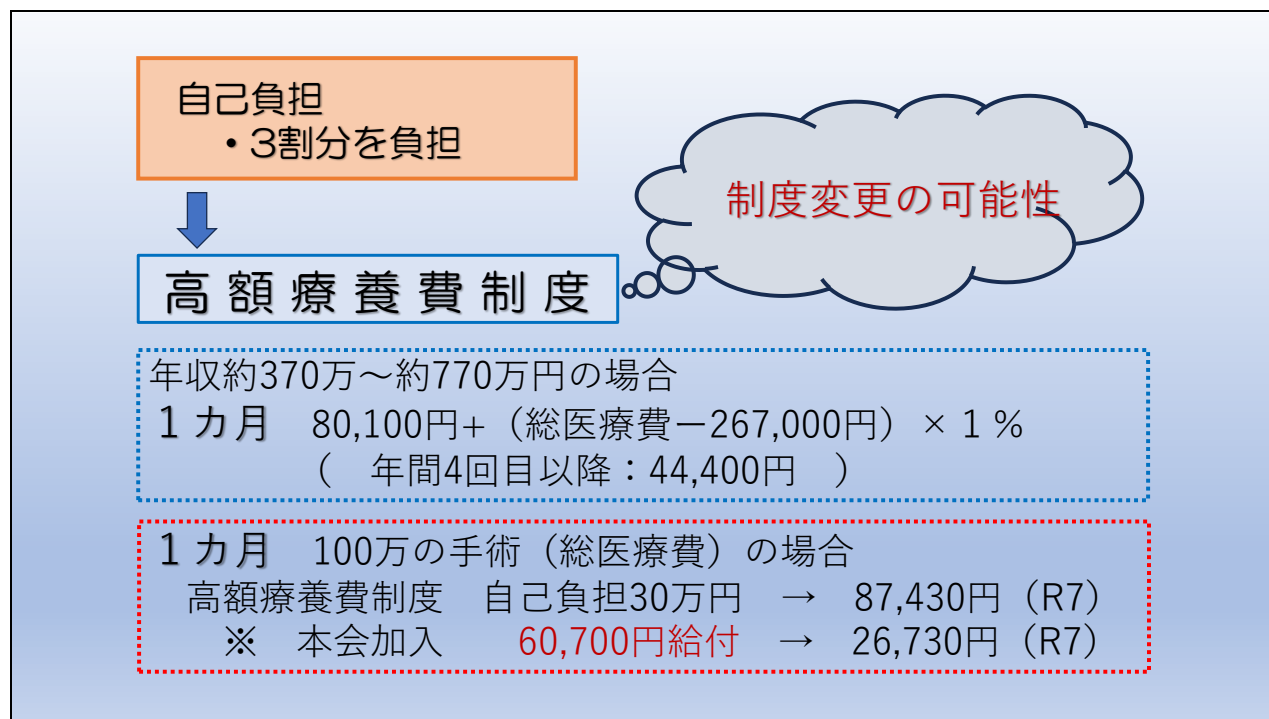
本会に入会される場合、ご本人のみの入会か、ご夫婦での入会かを選択していただきます。配偶者の方を含め、現職中に入会することが退職後の会員になるための必須の条件です。現職会員の入会は毎年9月～10月に募集しています。退職の年まで入会は可能です。退職された先輩から、現職の先生方への寄稿をいただいておりますので、ご参考に紹介いたします。



図の赤枠、現職の医療費負担については、公立学校共済組合が医療費総額の7割を負担します。残りの3割が25,000円を超える場合、超えた額を公立学校共済組合が負担します。これを附加給付といいます。ここま
でが公的な補助です。さらに、現職互助会が4,000円を超過した額を負担するので、現職中の自己負担は少額となっています。



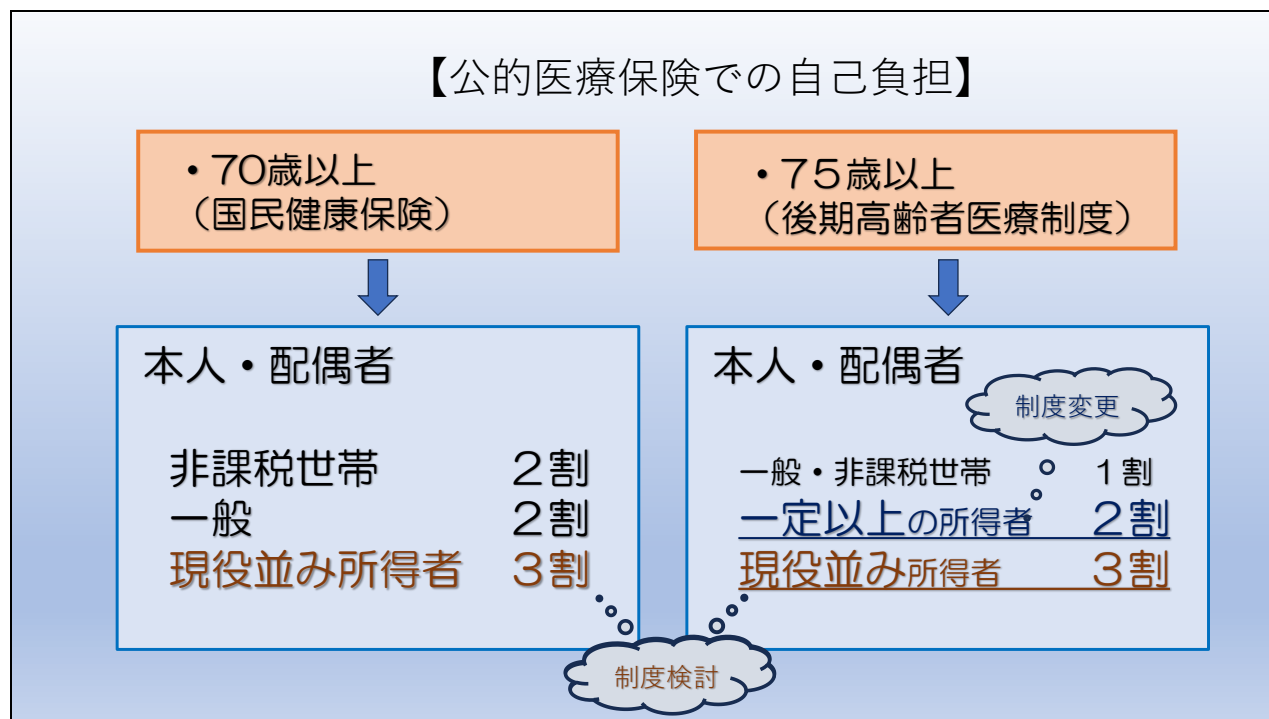
図の赤枠、退職後の医療費負担について、退職互助未加入の場合、退職後に再任用等で公立学校共済組合に加入している期間、または大規模事業所の組合健保を除くと、協会けんぽ、国民健康保険では、医療費総額の7割を保険者が負担しますが、残りの3割の医療費は原則、自己負担となります。そこで、附加給付、現職互助の給付に代わるものが退職互助の給付となります。誰もが高齢になれば大病をする可能性があります。現職時の医療費負担と比較して大きなダメージを受けないよう相互扶助することが互助会の役割です。



医療費の3割は原則、自己負担となります。しかし、一定以上の高額となった場合は高額療養費制度が適用されます。一つのモデルを紹介します。

年収約370万～約770万円の方が、1ヵ月80,100円を超える自己負担額となった場合、スライドの式により自己負担額が決まります。例えば、1ヵ月総医療費100万円の手術を受けた場合、自己負担額が30万円のところ高額療養費制度の適用により87,430円となります。本会入会の場合、そこから60,700円の給付を本会から補助され、26,730円が自己負担額となります。この例のような高額な補助は65歳から急激に増えてまいります。年金生活では医療費への不安は大変大きなものとなります。

参考までに、高額療養費制度改正案は、今般の国会予算審議において、延期となったものの、このスライドの例では、自己負担額が1.5倍となる案でした。



70歳以上の方の多くは国民健康保険に加入されています。自己負担は非課税世帯・一般は2割負担です。現役並み所得者は3割負担です。この現役並み所得とは年収370万円以上の方が対象です。75歳からは後期高齢者医療制度の適用となります。令和4年10月より後期高齢者の医療費は一定以上の所得者の方は2割負担となりました。現在のところ、一定以上の所得者が対象ですが、一般・非課税世帯も2割となる議論はされています。また、現役並み所得の年収370万円の基準額の引き下げも議論されています。延期となったものの、高額療養費の上限額の引き上げ問題、医療の高度化等による医療費の増大といった問題が懸念されるところです。

(参考：全世帯型社会保障構築を目指す改革の道筋
(R5.12.22閣議決定))